

令和2年度の制度資金改正の概要について

(1) 中小企業セーフティネット資金の融資対象見直しについて

令和2年3月13日付け中小企業庁事務連絡において、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者、協同組合等については、国のセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の認定の要件が緩和されたことから、中小企業セーフティネット資金においても、新型コロナウイルス感染症に関しては、国の考え方に合わせ、多くの中小企業者、協同組合等に金融支援を行えるよう改正を行った。

(2) 中小企業セーフティネット資金の融資限度額見直しについて

中小企業セーフティネット資金の融資限度額を1企業、1組合あたり1事由につき3,000万円とし、過去に同資金で融資を受け、新型コロナウイルス感染症でも影響を受けた中小企業者、協同組合等が融資対象となるよう改正を行った。

(3) 創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）の融資対象見直しについて

創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）の融資対象2は、「沖縄県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの」となっていたが、事業引継ぎ支援センターでは事業承継計画の作成支援をしないこととなったため、改正を行った。

(4) 資金繰り円滑化借換資金の融資対象見直しについて

新型コロナウイルス感染症に関連して、令和2年3月13日に国の特別保証である危機関連保証が発動されている。

同保証は借換が認められていることから、資金繰り円滑化借換資金の融資対象に追加し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等が同資金の融資を申し込むことができるよう改正を行った。

(5) 申込書類の見直しについて

審査の迅速化を図る観点から、確定申告書の写し（法人の場合は決算書）の提出義務を最近3年間から2年間とする改正を行った。

(6) 利子補給対象資金の見直しについて

令和元年度までは、政策性の高い4資金（新事業分野進出資金、雇用創出促進資金、創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）、ベンチャー支援資金）に対して利子補給を実施してきたが、令和2年度は予算の都合上、4資金に対して利子補給を実施することが困難になったため、2資金（雇用創出促進資金、ベンチャー支援資金）に対して利子補給を実施することとした。

※ 令和2年4月1日以降に新規融資を受けたものが見直しの対象となる。令和2年3月31日までに4資金の新規融資を受けたものは、これまで通り融資を受けた日から3年は、利子補給制度の対象となる。

資金名	新規融資を受けた日	
	～令和2年3月31日	令和2年4月1日～
雇用創出促進資金	利子補給制度対象	利子補給制度対象
ベンチャー支援資金	利子補給制度対象	利子補給制度対象
新事業分野進出資金	利子補給制度対象	新規申請受付停止
創業者・事業承継支援資金 (創業者支援貸付)	利子補給制度対象	新規申請受付停止